

# 西川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保 措置実施計画

令和8年6月 制定

## 1. 計画の趣旨・現状

### 1.1. 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項の規定及び公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づき、西川町教育委員会が所管する町立学校の教育職員について、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、必要な事項を定めるものである。

学校における働き方改革は、教育職員の心身の健康及び福祉の確保を図るとともに、教育職員が児童生徒と向き合う時間、授業準備や教材研究に充てる時間、自らの専門性を高める時間を確保し、教育活動の充実及び学校教育の水準の維持向上につなげるための取組である。

本町においては、教育職員が働きやすさと働きがいを感じながら教育活動に従事できる環境を整備し、児童生徒によりよい教育を安定的に提供するため、学校、教育委員会、保護者、地域及び関係機関が連携し、業務量管理及び健康確保措置を計画的に推進するものとする。

### 1.2. 本町の現状と課題

本町では、令和6年3月に「西川町教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資することを目的として、教育職員の業務量の適切な管理に取り組んできた。

同規則においては、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間について、原則として1箇月45時間、1年360時間の範囲内とすることを定めている。また、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合についても、一定の範囲内で業務量の適切な管理を行うこととしている。

本町教育委員会の所管に属する学校は、西川町立西川小学校及び西川町立西川中学校である。各学校においては、これまでも在校等時間の把握、会議や学校行事の見直し、校務の効率化、休暇取得の促進等に取り組んできたところであるが、学校行事、校務分掌、調査対応、保護者対応、生徒指導、部活動その他の業務が重なる時期には、教育職員の負担が大きくなりやすい状況がある。

また、学校に求められる役割が多様化する中で、教育職員が担う業務の範囲が広がり、授業準備、教材研究、児童生徒理解、学習評価、保護者との連携等、本来の教育活動に必要な時間を十分に確保しにくい状況が生じることも考えられる。

このため、本町においては、既存の規則に基づく在校等時間の管理を継続しつつ、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務ではあるが負担軽減を図るべき業務を整理し、教育委員会、学校、保護者、地域及び関係機関が適切に役割を分担していく必要がある。

あわせて、教育職員の健康及び福祉の確保については、時間外在校等時間の縮減に加え、勤務間インターバルの確保、ストレスチェックの実施、年次有給休暇の取得促進、相談体制の整備等を一体的に進める必要がある。

以上を踏まえ、本計画により、業務量管理及び健康確保措置の具体的な取組を明らかにし、学校現場の実情を踏まえながら、教育職員の負担軽減と教育の質の維持向上を一体的に進めるものとする。

なお、本町における時間外在校等時間、年次有給休暇の取得状況、ストレスチェックその他本計画に関する基礎数値については、教育委員会が保有する直近年度の記録に基づき整理し、本計画の推進及び検証に用いるものとする。

区分 (R7)	年平均月時間外 在校等時間	月 45 時間超 人数	月 80 時間超 人数	年次有給休暇平 均取得日数
小学校 (16 名)	31.04	1	0	7.3
中学校 (11 名)	33.02	2	0	15.2
全 体 (27 名)	31.85	3	0	10.5

## 2. 目標

### 2.1. 時間外在校等時間に関する目標

本計画において達成を目指す時間外在校等時間に関する目標は、次のとおりとする。

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員を生じさせないことを目指す。
- ② 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度とすることを旨す。
- ③ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を生じさせないことを目指す。
- ④ やむを得ず長時間の時間外在校等時間が生じた場合には、当該教育職員の業務内容、校務分掌、勤務状況及び健康状態を確認し、速やかに必要な改善措置を講ずる。

### 2.2. 健康確保及び働きがい等に関する目標

本計画において達成を目指す健康確保及び働きがい等に関する目標は、次のとおりとする。

- ① ストレスチェックの実施率 100%を目指す。
- ② 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上とすることを旨す。
- ③ 教育職員が児童生徒の成長に貢献する喜び、又は教育職員としての専門性の向上若しくは発揮への実感を持つことができる職場環境づくりを進める。
- ④ 教育職員の働きがい等に関する状況について、教職員アンケート等により把握し、取組の改善に活用する。

## 3. 計画の期間、対象及び推進体制

### 3.1. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

ただし、法令改正、国又は県の方針の見直し、本町の学校を取り巻く状況の変化その他必要があると認めるときは、計画期間内であっても見直しを行う。

### 3.2. 対象

本計画の対象は、西川町教育委員会の所管に属する町立小中学校に勤務する教育職員とする。

なお、本計画の実施に当たっては、管理職、学校事務職員、支援員、外部人材、関係機関等との連携を図り、学校全体として教育職員の業務量管理及び健康確保措置を推進する。

### 3.3. 推進体制

教育委員会は、本計画に基づき、各学校の在校等時間の状況、休暇取得状況、健康確保措置の実施状況その他必要な事項を把握し、必要な支援、助言又は指導を行う。

校長は、本計画を踏まえ、校内における業務の見直し、業務分担の適正化、教職員への周知、進行管理及び振り返りを行う。

教育委員会及び学校は、必要に応じて、町長部局、学校運営協議会、PTA、地域住民、県教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他関係機関と連携し、学校だけでは対応が困難な業務又は課題への対応を進める。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### 4.1. 業務の見直し及び役割分担の適正化

教育委員会及び学校は、教育職員が担う業務の内容を整理し、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務ではあるが負担軽減を図るべき業務について、役割分担の見直しを進めるものとする。

#### (1) 学校以外が担うべき業務に関する取組

- ① 登下校時における日常的な見守りについては、保護者、地域住民、スクールガードリーダー等が中心となって担うものとし、学校は、原則として自主的又は恒常的な見守りを行わないものとする。学校は、児童生徒の安全確保に関する情報共有その他教育上必要な場合に限り、関係者と連携するものとする。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、保護者、地域住民、警察その他関係機関が中心となって対応するものとし、学校は、原則として自主的又は恒常的な見回りを行わないものとする。学校は、児童生徒の安全確保又は生徒指導上必要な場合に限り、関係者と情報共有を行うものとする。
- ③ 児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的な責任を負うものとし、学校は、原則として対応の主体とはならないものとする。学校は、教育上又は生徒指導上必要な場合に限り、保護者、警察、関係機関及び教育委員会と情報共有を行うものとする。
- ④ 学校外で発生した児童生徒に関する事案については、家庭、地域、警察その他関係機関が、その事案の内容に応じて対応するものとし、学校は、原則として学校外で発生した事案への対応を主体的に担わないものとする。ただし、当該事案が学校における教育活動又は児童生徒の学校生活に直接影響を及ぼす場合には、教育上必要な範囲において、関係者と連携するものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情、不当な要求その他学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会が対応の主体となり、必要に応じて関係機関と連携して対応するものとする。また、法的な整理又は専門的な助言が必要な場合に備え、弁護士等の専門家を活用できる環境の整備に努める。

- ⑥ 学校施設の地域開放、施設管理その他学校教育活動と直接関連しない業務については、教育委員会又は関係部局が所管する業務として整理し、学校が実務を恒常的に担うことのないよう、役割分担の明確化及び負担軽減を図る。

#### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務に関する取組

- ① 調査回答、文書発送、資料整理、教材印刷、データ入力その他定型的又は反復的な業務については、学校事務職員、支援員等との役割分担を進める。
- ② 学校環境整備、学校行事補助その他地域と協働しやすい業務等については、地域人材及びボランティアの活用を図る。
- ③ 中学校の部活動については、休日部活動の地域展開に係る支援を継続するとともに、今後の平日部活動の地域展開についても、国及び県の動向、地域の実情、受け皿となる団体や人材の状況等を踏まえながら、関係者と連携して推進する。

#### (3) 教師の業務ではあるが、負担軽減を図るべき業務に関する取組

- ① 授業準備、教材作成、学習評価及び成績処理については、教材、評価資料、様式等の共有化を進め、教育職員個人に過度な負担が生じないようにする。
- ② 授業準備、教材印刷、採点補助、資料整理その他教育職員の業務を補助する教員業務支援員等の配置又は活用については、本町における配置状況及び活用可能性を確認したうえで、必要に応じて検討する。（要確認：西川町における教員業務支援員等の配置状況）
- ③ 支援を必要とする児童生徒又は特別な配慮を必要とする児童生徒への対応については、担任や一部の教育職員に過度な負担が集中しないよう、校内での情報共有及び役割分担を行うとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他専門職の配置又は派遣等に係る支援を活用し、学校全体及び関係機関との連携により対応する。
- ④ 学校行事、会議、校務分掌、調査対応その他の校務については、毎年度、その必要性、教育的効果、実施方法及び教職員の負担を点検し、必要に応じて廃止、統合又は簡素化を行う。
- ⑤ 教育委員会は、学校へ新たな調査、照会、提出物等を求める場合には、その必要性、時期及び学校負担を十分考慮し、既存業務の見直しと併せて行うものとする。
- ⑥ 教育委員会及び学校は、校務支援システム、クラウドサービスその他活用可能なデジタル技術を用い、資料共有、連絡、集計、提出等に係る事務負担の軽減を図る。

#### 4. 2. 校務の効率化及び教育委員会による支援

教育委員会は、校務の効率化及び学校への支援を進めるため、次の取組を行うものとする。

- ① 各学校の在校等時間の状況を継続的に把握し、時間外在校等時間の長時間化が見られる場合には、その要因を確認する。
- ② 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合、又は業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、学校の状況を確認し、必要に応じて聞き取り、助言、指導その他必要な支援を行う。

- ③ 学校間で共通化できる文書様式、年間計画、点検表、通知文、会議資料その他の資料について整理し、重複する作業の縮減を図る。
- ④ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、標準授業時数を大幅に上回っていないかを確認し、児童生徒及び教育職員の負担、学校行事や授業準備に要する時間等を踏まえ、教育課程の編成及び実施の適正化を図る。
- ⑤ 教育委員会及び学校は、校務支援システム、クラウドサービス、学習支援ツール、連絡・集計に係るデジタル手段等を活用し、校務の効率化を図る。あわせて、デジタル技術の活用が新たな負担とならないよう、運用方法の統一、様式の整理及び必要な支援を行う。

#### 4.3. 学校行事、会議等の適正化

教育委員会及び学校は、学校行事、会議等について、その必要性、教育的効果及び教職員の負担を踏まえ、適正化を図るものとする。

- ① 学校行事については、教育的効果、実施時期、準備に要する負担及び地域の実情を踏まえて毎年度点検し、必要に応じて実施方法の簡素化、統合等を検討する。
- ② 会議については、目的、協議事項及び決定事項を明確にし、資料の事前共有、電子データの活用等により、短時間での運営を徹底する。
- ③ 会議の開催に当たっては、真に協議が必要な事項を精選し、報告のみで足りる事項については、文書共有、電子掲示板、チャットツールその他の校内連絡手段を活用する。
- ④ 保護者への連絡、出欠確認、アンケート等については、活用可能な手段を工夫し、配布及び回収に係る負担軽減を図る。

#### 4.4. 教育職員の健康及び福祉の確保

教育委員会及び学校は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、労働安全衛生関係法令その他関係規定を踏まえ、次の取組を行うものとする。

- ① 在校等時間を客観的に把握し、教育職員本人及び管理職が勤務状況を確認できるようにする。
- ② 教育委員会は、各学校の在校等時間の状況を把握し、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合には、当該学校に対して状況の確認、聞き取り、助言その他必要な支援を行う。
- ③ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が生じた場合には、当該教育職員の申出等を踏まえ、医師による面接指導その他必要な健康確保措置につなげる。
- ④ 1箇月時間外在校等時間が45時間を超える見込みがある教育職員が生じた場合には、業務内容、校務分掌及び支援の必要性を確認し、長時間化の防止に努める。
- ⑤ 終業から翌日の始業までの間に一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルについては、11時間を目安として確保に努める。
- ⑥ ストレスチェックを実施し、教育職員の心理的な負担の程度を把握するとともに、その結果を活用して職場環境の改善を図る。
- ⑦ 心身の健康問題についての相談窓口、産業医、医師、スクールカウンセラーその他相談又は支援につながる制度について、教育職員への周知を図る。

- ⑧ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑨ 各学校において定時退校日を設定するとともに、長期休業等の期間中に学校閉庁日の設定を進める。
- ⑩ 教育職員の健康状態、勤務状況及び業務負担について、管理職が日常的に把握するよう努め、必要に応じて教育委員会と連携して早期の対応を行う。

## 5. 関連する取組及び今後のフォローアップ

### 5.1. 実施状況の把握

教育委員会は、各学校の在校等時間の状況、年次有給休暇の取得状況、ストレスチェックの実施状況その他本計画に係る指標を把握し、毎年度、その結果を検証するものとする。

検証に当たっては、次の指標を用いるものとする。

指標	把握方法	把握時期
月 45 時間超及び 月 80 時間超の状況	在校等時間記録の集計	毎月
年間における月平均時間外 在校等時間	年度末集計	毎年度
年次有給休暇の 平均取得日数	休暇取得実績の集計	毎年度
ストレスチェックの 実施状況	実施結果の確認	毎年度
勤務間インターバルの状況	在校等時間記録等の確認	必要に応じて
働きがい等に関する状況	教職員アンケート等	毎年度

教育委員会は、把握した結果を踏まえ、必要に応じて学校ごとの支援内容を見直すものとする。

### 5.2. 公表及び報告

本計画は、西川町ホームページその他適切な方法により公表するものとする。本計画の実施状況及び目標の達成状況については、毎年度、教育委員会会議に報告するとともに、総合教育会議において共有するものとする。また、法令改正、国又は県の方針の見直しその他重要な事情変更があった場合には、必要に応じて公表内容を更新するものとする。

### 5.3. 課題が見られる場合の対応

教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して聞き取り、助言、指導その他必要な対応を行うものとする。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合には、当該学校の実情を踏まえ、速やかな改善に向けて必要な対応を行うものとする。また、学校のみでは改善が困難な課題については、教育委員会が関係部局、関係機関、保護者及び地域との調整を行い、学校の負担軽減に向けた対応を進めるものとする。

#### 5.4. 保護者及び地域との共有

保護者及び地域の理解を促進するため、本計画の趣旨及び主な取組について、学校だより、学校ホームページ、学校運営協議会その他の機会を通じて周知を図るとともに、必要な協力が得られるよう努めるものとする。

特に、学校以外が担うべき業務又は学校と地域が協力して取り組むことが望ましい業務については、保護者、地域及び関係機関と丁寧に認識を共有し、適切な役割分担を進めるものとする。

#### 5.5. 計画の見直し

本計画は、毎年度の検証結果、国及び県の方針の見直し、学校現場の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。見直しに当たっては、取組を増やすこと自体を目的とせず、教育職員の負担軽減、健康及び福祉の確保並びに教育の質の維持向上につながっているかという観点から、実効性を重視して整理するものとする。